

平成 28 年 12 月 2 日

保護者の皆さまへ

千早赤阪村教育委員会

### 学校給食費の補助について

千早赤阪村では、子育て世代の村への定住の促進を図るため、平成 29 年 1 月分から学校給食費の一部を補助することになりました。

(1)補助事業の内容は次のとおりです。

①補助を受けることができるのは、千早赤阪村に在住（住民基本台帳に登録されている）し、村立の幼稚園、小学校及び中学校に在籍する園児、児童、生徒の保護者で、補助金の額は次のとおりです。

- ・幼稚園に在籍する園児 1 人につき 月額 500 円
- ・小学校に在籍する児童 1 人につき 月額 1,000 円
- ・中学校に在籍する生徒 1 人につき 月額 1,500 円

②補助金は、村から学校給食会へ振り込みます（補助金の請求、受領、学校給食費としての学校給食会への振込などは、村教育委員会へ委任していただきます）。保護者の方の自己負担分（給食費－補助金）は、従前の学校給食費と同様、学校園の諸経費引き落としの通帳から引き落としさせていただきます。

(2)本年度（平成 29 年 1 月～3 月分）の補助金交付申請は、次のとおりとします。

- ①補助を受けようとする人は、別紙の補助金交付申請書兼委任状に必要事項を記入して学校を通じて申請してください。
- ②2 人以上の園児、児童、生徒が同一の村立学校園に在籍する場合は、学校園ごとに 1 枚の申請書兼委任状に全員分を記載して各学校園へ提出してください（兄弟姉妹で学校園が異なる場合は、学校園ごとに提出してください）。
- ③平成 28 年 12 月 9 日（金）までに学校園に補助金交付申請書兼委任状を提出してください。

なお、(1)①に記載の要件を欠くようになったとき、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金を返還していただくことがあります。

※この学校給食費の補助金交付申請は年度ごとに行っていただきます。

問い合わせ

千早赤阪村教育委員会事務局教育課

電話 0721-72-1300